③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　施工計画の内容が著しく不適当でない者。

なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み　本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案及び技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。

⑵　技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

提案書が所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または１ページあたりの行数が42行を超えている場合は「可」と評価する。また、評価項目①～④に関する提案は、それぞれ最大５提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関する提案はすべて「可」と評価する。

１）施工計画（施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。ただし、仮設構造物に関する変更を伴う提案は可能とする。また、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。）

①　管理体制・手法

②　品質管理

③　出来形管理

④　安全管理

⑷　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。

１）施工計画

①　管理体制・手法　「品質管理」､「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制と具体的な取組（評価項目②～④に関する提案を除く）

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

②　品質管理　コンクリート構造物の劣化を予防するための更なる品質向上

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

③　出来形管理　床版の出来形基準の数値目標及び上げ越しの管理手法

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

④　安全管理　三岐鉄道および交差道路の上空施工時における更なる安全対策

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価　技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

良上　「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

良　一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

可　一般的事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

不可　一般的事項の基準を満たしていない内容のもの。

※一般的事項とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の記載内容をいう。

⑸　技術評価点の付与方法　技術提案の評価項目及び技術評価点の付与方法は下記のとおりとする。

１）施工計画

①　管理体制・手法　「品質管理」､「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制と具体的な取組（評価項目②～④に関する提案を除く）

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点(20点)優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

②　品質管理　コンクリート構造物の劣化を予防するための更なる品質向上　評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点(20点)優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

③　出来形管理　床版の出来形基準の数値目標及び上げ越しの管理手法　評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点(20点)優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

④　安全管理　三岐鉄道および交差道路の上空施工時における更なる安全対策　評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点(40点)優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点・不可（不適格）

⑹　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定する。

⑺　落札者の決定方法　競争参加応募者に技術提案を提出していただき、技術提案中の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　技術評価点　標準案による満点100点とし、３⑸による。

②　価格評価点　０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)　(0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ)

100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)(Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ)

ここに、Ｐ　入札書に記載の価格（入札価格）

Ｌ　契約制限価格

Ｘ　調査基準価格以上の最低入札価格

Ｓ　調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合はＸ／ＬをＳ／Ｌとする。

③　総合評価点　技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5

上記において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑻　契約金額の決定方法　落札者の提示した入札価格に対して、技術提案（施工計画）の対象外の範囲について技術提案協議を行い、技術提案協議完了後の価格を契約金額とする。

⑼　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により、技術提案を履行できない場合は、その程度により請負工事成績表定点を最大10点減点及び契約書第45条の３による請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講じる場合がある。